

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約前公告）

令和7年度 簡易水道検針用ロール紙印刷業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、越前町財務規則第118条第2項第1号の規定により公告する。

令和8年2月2日

越前町長 高田 浩樹

1 契約の内容

- (1) 件 名 令和7年度 簡易水道検針用ロール紙印刷業務 （別添、仕様書のとおり）
- (2) 場 所 越前町役場 上下水道課
- (3) 履 行 期 間 契約日から令和8年3月31日まで
住 所 丹生郡越前町西田中13-5-1
- (4) 発注担当課 担当課 越前町役場 上下水道課
連絡先 0778-34-8707

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の選定基準

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出先および提出期限

- (1) 開封日時および場所
日 時 令和 8 年 2 月 12 日（木） 午前 8 時 50 分
場 所 越前町役場 2階 会議室5
- (2) 開封日前日までに発注担当課へ郵送・持参可。※原則（1）日時場所へ持参すること。

5 その他

- (1) 見積書様式は越前町指定様式を使用すること。
- (2) 見積額は税抜きで記載すること。
- (3) 見積書の宛名は、「越前町長」とすること。
- (4) 見積書は封筒に入れ、封印し、表には「令和7年度 簡易水道検針用ロール紙印刷業務 見積書在中」と記入すること。

令和 7 年度 簡易水道検針用ロール紙印刷業務仕様書

1. 業務内容 下記のとおり
2. 納入場所 越前町役場 上下水道課
3. 納入期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

記

数量	69,600 枚
使用機器	キヤノン ハンディターミナル PRea GT31 認定紙
シートサイズ	幅 79mm×縦 164mm
ロールサイズ	幅 79mm×外径 44mm、内径 12mm、芯 3mm
1 巻シート	120 枚／巻
全長	約 19.7m／巻（120 枚／巻）
原紙	高保存感熱紙H T 7040
印刷	表 2 色＋ニス加工 1 色、 裏 1 色＋タイミングマーク
包装	100 巻／箱（1 巻黒フィルム袋包装・シール止め）
備考	認定紙であれば同等品可 校正 1 回以上

※見積書には、上記仕様書の全額、消費税抜きの金額をご記入ください。

印刷レイアウト案

(表)

使用水量・料金のお知らせ

検針日 年 月 日 検針員

使用場所

使用者

(お客様番号)

様

水道等料金・下水道等料金口座振替済のお知らせ

年 月分 振替日 年 月 日

	水量(m³)	料金(円)
水道等料金		
下水道等料金		
合計料金		

使用水量のお知らせ

年 月分

メータ

今回指針	m³
(-)前回指針	m³
(+)旧メータ水量	m³
今回使用水量	m³
水道等予定料金	円
(うち消費税)	(税率 % 円)
下水道等予定料金	円
(うち消費税)	(税率 % 円)
予定料金合計	円

次回振替予定日 年 月 日

本票により集金することはありません。

越前町役場 上下水道課 Tel. 0778 (34) 8707

(裏)

料金表 (1ヶ月分)

○水道料金 (税込)

水道料金は、基本料金と超過料金の合計額です。
(10円未満切り捨て)

区 分	基本料金	超過料金 (1m³につき)	
		11 ~ 100m³	101m³ ~
一般家庭	1,430円 (10m³まで)	143円	148.5円
事業所			
官公庁			
臨時	2,860円 (10m³まで)	286円	
船舶		137.5円/m³	

○下水道等料金 (税込)

下水道等料金は、基本料金と超過料金の合計額です。
(10円未満切り捨て)

区 分	基本料金	超過料金 (1m³につき)			
		11 ~ 30m³	31 ~ 50m³	51 ~ 100m³	101m³ ~
一般家庭	1,430円 (10m³まで)	143円	154円	165円	181.5円
事業所					
官公庁					

☆毎月検針します。なお、冬季に検針不能な場合は前回検針の水量を基に概算請求し、その後検針できた月に精算します。

☆上下水道等料金領収証書や口座振替納入済通知書は後日の紛争を避けるため5年間保存してください。

☆口座振替ができなかった場合は翌月15日に再振替します。

お願い

※使用開始、中止、廃止、使用者変更等は届けをしてください。

※使用水量についての不審な点はお問い合わせください。もし、料金(水量)が増えたときは、水道メータのパイロット(小さい八角形のコマ)を確認してください。すべての蛇口等を閉めた状態で、パイロットが回転しているときは漏水の可能性があります。修理されるまでの間、漏水分も使用水量となりますので、早期に修理をお願いします。

※下水道には、生ゴミ・異物・油など流さないでください。